# 都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関 に対する個別指導の主眼事項及び着眼点(案)

主眼事項	着	眼	点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	2((((((((())で、て日かい家宮れ特解精れ療福。医。診。診載長切入い特用用。まい寮害てにさ神て扶祉・師・療・療さ期に院るに意品・たが報者い、れ障い助事・、一録・内れ入行患か、し費・、十酬自る障て害る受務・看・の・容て院わ者。精負か・原分の立か害い者か給所・護・記・かい、れ日・神担ら・則理請支。者る例。者・の	の解求援 自か健 にの 等 及 みか期い品 病べ出 し況趣さは法 立。福 対協 医 び て。外る費 院きす てに旨れ適等 支ま祉 すカ 療 保 、 来か等 に内る 個つ及て切他 援た手 るは 従 存 医 患。の 対容よ 人いびいに法 法、帳 適は 事 は 療 者 取 しのう ごて医る行の 第長の 切P 者 、 寮 に 扱 て経な とも	われているか。 取扱いについて配慮 58条適用について 朝入院患者等に対す 取得等について配慮

3 平成20年度における指定介護機関に対する指導及び検査に ついて

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内福祉事務所に対する 指導監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付 等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個 別指導の主眼事項及び着眼点(案)」に基づき実施すること。

なお、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しているので、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、生活保護担当部局での開催のみならず、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導及び検査を実施すること。

# 都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関 に対する個別指導の主眼事項及び着眼点(案)

主眼事項	着	眼	点
介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保	20 (4 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	医解切求行援 以政介あいし にの一 す記 療 者者よ計趣さににわ法 上令護るてて 対協等 る載 養 生にり画旨れ行係れ等 6第又者、活 す力介 介及 室 活つ入(及てわるて他 54は(障用 るよ護 護び 等 介い居ケびいれ帳い法 歳1要以害さ 適円従 記保 の 護てでア介るて簿るの 未2支下者れ 切湑事 録管 提 、はきプ	いるがな 満号爰被自て なに者 及は 供 痴、るういの書 い 介第状除支る 遇わ、 報適 行 対居で)いか書 に 護2態険援か 確れ確 酬切 わ 応にあに居の記 い 除各あ外等 のいさ 求行 て 共かかい介

主眼事項	着	眼	点
	行われているか 特に、本来が つ代及びおむて 設入所者基本生 ていないか。 また、原則と	か。 施設において負担 O洗濯代等)の約 E活費から支出す として個人ごとに 状況についても個	D取扱いは、適切に 旦すべき内容(おむ 圣費について介護施 するようなことはし こ口座を設けて管理 国人ごとに整理把握

# 4 平成20年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

ついては、平成20年度における指導監査の実施に当たっては、特に以下の点に留 意の上、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱(案)」に基づき実施されたい。

## (1) 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、施設の最低基準が確保されていることはもとより、

- ①入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているかどうか
- ②居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか どうか
- ③実施機関や家族との連携が図られているかどうか
- ④処遇計画について適宜必要な見直しが行われているかどうか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組み が一層推進されるよう指導すること。

## (2) 施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部 牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指 導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不祥事防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切 な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福 利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

## (3) 保護施設指導監査事項の改正

現行の保護施設指導監査要綱における指導監査事項のうち「着眼点」については、過度に詳細な事項まで記載されているとの意見、記載されている事項の法的根拠や

具体的判断基準が曖昧であるとの意見、指導監査に際し事前に提出する資料に含まれている事項の掲載は不要であるとの意見があることから、今般、別添「生活保護法保護施設指導監査要綱(案)」のとおり記載内容を整理する予定であるのでご了知願いたい。

なお、今回の改正は、保護施設に対する指導監査の方法並びに指導監査事項の目 的及び趣旨を変更するものではないので念のため申し添える。

#### 生活保護法保護施設指導監查要綱 (案)

#### 1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係 法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとと もに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営 及び施設運営を図るものであること。

#### 2 指導監查方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

#### ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。

#### イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

- (ア)事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる 理由があるとき
- (イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき
- (エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

#### (2) 指導監査計画等

#### ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、 前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的 実施について十分留意すること。

#### イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設 を対象として随時実施すること。

#### (3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

#### (4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定した ときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するもの とする。

- ア 指導監査の根拠規定
- イ 指導監査の日時及び場所
- ウ 監査 支員担当者
- エ 準備すべき書類等

#### 3 指導監査後の措置

#### (1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

#### (2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料 の提出を求めること。

また、必要に応じ監査更負担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

### (3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

#### 4 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

# 保護施設指導監査事項

(\*下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主眼事項	着 眼 点
第1. 適 切 な 入 所 者 処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の 意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限してい ないか。
1. 入所者処遇の充実	<ul> <li>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</li> <li>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 <ul> <li>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</li> <li>ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。</li> <li>ウ</li></ul></li></ul>

主眼事項	着眼点
	(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 ア 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。 ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。 エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。
	(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。  ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。 また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。 コ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。

主眼事項	着 眼 点
	オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がな されているか。
	(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 <del>アー入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。</del> イー起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。 <del>ウー入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。</del> エーシーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。
	(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているかの
	<u>か。</u> <del>エー入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。</del> (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。
	(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 アー入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等 の配慮がなされているか。
	また、家庭復帰居宅生活への移行が期待できる者については、 <u>や通所事業の実施に当たっては</u> 、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。 さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。

主眼事項	着 眼 点
	イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族 に対し、来所についての働きかけが行われているか。
	(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に 適切に対応しているか。
	(11) 実施機関との連携が図られているか。  ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のため計画策定の際に、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか実施機関との連携を図っているか。  イ また、入所者診断会議のケース会議等には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。
2. 入所者の生活環境等の確保	<ul> <li></li></ul>

—————————————————————————————————————	
主眼事項	着 眼 点
3.自立、自活等へ の支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた 自立、自活等への援助が行われているか。
	(1) 救護・更生施設関係  ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は  ・

主眼事項	着 眼 点
	<ul> <li>         才ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。         <ul>             ⇒ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。</ul></li></ul>
第2. 社会福祉施設運 営の適正実施の確 保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を 有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。
1. 施設の運営管理   体制の確立 	(1)入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2)必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に 基づいた適切な運用がなされているか。 (3)施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
	(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。 ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。 エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。 オ また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。

主眼事項	着 眼 点
	(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。
	(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
	(9) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
	(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。
	(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
	(12) その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。 また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。 ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。 エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。
	<del>止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な</del> <del>措置を講じているか。</del>
2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実	優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修 の充実や福利厚生の充実等、職員処遇が充実されるよう努めて いるか。
<del>(1)適切な給与水</del> <del>準の確保</del>	(1)適切な給与水準の確保 ア(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を 勘案する等妥当なものとなっているか。
	<u>イ(2)</u> 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準 に比較して極めて高額となっていないか。

主眼事項	· 着 眼 点
	ウ(3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等 <u>の支給</u> は適正に <del>支給され</del> 行われているか。また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。
-(2)労働時間の短 縮等労働条件の 改善	2(+) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。
	工(2) 夜勤、宿日直 <del>関係</del> の取扱いは、適切に行われているか。 ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。 オイ 寮母介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務 の解消について努力 <del>がなされ</del> しているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十 分な配慮がなされているか。
	力(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令 に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省 略して差し支えない。
<del>(3)業務体制の確</del> <del>立と業務省力化</del> <del>の推進</del>	(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化のに努力がなされめているか。

主眼事項	着眼点
<del>(4)職員研修等資</del> <del>質向上対策の推</del> 進	(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 研修が職員に対して施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがないか。 イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 イウ 介護福祉士等の資格取得へのについて配慮がなされしているか。 エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。
<del>(5)福利厚生等の</del> <del>士気高揚策の充</del> 実	福利厚生等の充実に努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配 虚がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。
<del>(6) 職員の確保及</del> <del>び定着化</del>	(5)職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。
3. 防災対策の充実 強化	防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通 報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、 これらの設備について専門業者により定期的に点検が行わ れているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確 保されているか。